

5

推進体制

計画に掲げる健康づくりのための取り組みや活動等を推進するために、以下の体制等を構築します。

1 計画の推進

(1) 市民、関係機関・団体、行政の協働による取り組み

市民一人ひとりの健康づくりを支えるためには、市民や関係機関・団体、行政の協働による地域社会全体の取り組みが必要です。

○区役所を中心とした取り組み

- ・区役所においては、校区自治協議会、校区社会福祉協議会等の地域活動団体や、管内の医療機関や保健福祉関係団体、教育機関及び事業所等との連携を図り、校区単位の健康まちづくりの取り組みを推進します。

○全市的な取り組み

- ・各区の取り組み状況等の共有化や、健康に関するイベント、講演会等様々な機会を捉え、健康情報の発信等を行うとともに、健康づくりを支援するボランティア団体や企業等との連携強化、さらには職域保健や学校保健等の分野間の連携を図り、計画に掲げる市民の健康づくりを支援する取り組みを全市的に推進します。

(2) 推進組織の設置

○健康くまもと21推進会議（仮称）の設置

- ・市民、関係機関・団体等との協働による全市的な健康づくりを推進するために、市民、関係機関・団体等で構成する「健康くまもと21推進会議」（仮称）（以下「推進会議」という。）を設置し、計画の進捗状況を報告するとともに、情報提供や各機関等との連携により、計画の推進を図ります。

○地域職域連携推進協議会（仮称）の設置

- ・地域保健と職域保健を担う関係機関・団体等との連携強化を図るために、推進会議に地域保健法等に基づく地域職域連携推進協議会としての機能を位置づけます。

2 進行管理

計画目標の評価・見直しについては、中間評価を平成30年度に、最終評価を平成35年度に行うこととし、計画開始3年後の27年度に短期的な評価を行いました。

[健康くまもと21 基本計画推進体制イメージ図]

